

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和4年3月18日(2022.3.18)

【公開番号】特開2022-33201(P2022-33201A)

【公開日】令和4年2月28日(2022.2.28)

【年通号数】公開公報(特許)2022-035

【出願番号】特願2021-206973(P2021-206973)

【国際特許分類】

H 01 L 23/373(2006.01)

10

H 01 L 23/36(2006.01)

H 05 K 7/20(2006.01)

【F I】

H 01 L 23/36 M

H 01 L 23/36 D

H 05 K 7/20 F

【手続補正書】

【提出日】令和4年1月26日(2022.1.26)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

高分子マトリクスと、50～90体積%を占める平均粒径が8.0～50μmの熱伝導性充填材と、を含む熱伝導性組成物であって、

前記高分子マトリクスが主剤と硬化剤でなるシリコーン系高分子から形成されたものであり、

前記熱伝導性充填材のうち粒径5μm以下の粒子が前記熱伝導性充填材全体に対して20体積%以下であり、

前記熱伝導性充填材のうち粒径30μmを超える粒子が前記熱伝導性充填材全体に対して25体積%以上であり、

前記熱伝導性充填材として酸化アルミニウムを含む熱伝導性組成物。

【請求項2】

硬さがE20以下で且つ不混和ちよう度が100以下である

請求項1記載の熱伝導性組成物。

【請求項3】

硬さがE0である請求項1又は請求項2記載の熱伝導性組成物。

40

【請求項4】

不混和ちよう度が50～100である請求項1～請求項3何れか1項記載の熱伝導性組成物。

50